

議会活性化調査特別委員会設置に関する決議

次のとおり議会活性化調査特別委員会を設置するものとする。

記

- 1 名 称 議会活性化調査特別委員会
- 2 設置の根拠 地方自治法第109条及び委員会条例第5条
- 3 目 的 町民の福祉向上と議会の責務達成を目的に議会活動の活性化策の調査研究
- 4 委員の定数 9人
- 5 委員の任期 調査終了まで
- 6 調査期限 調査終了まで閉会中もなお調査を行うことができる。